

証券コード 7946

2025年6月9日

株 主 各 位

東京都文京区湯島二丁目16番16号

株 式 会 社 光 陽 社

代表取締役社長 犬 養 岬 太

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.koyosha-inc.co.jp>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「光陽社」または「コード」に当社証券コード「7946」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都文京区湯島三丁目6番1号
全国家電会館 1階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告 : 「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類 : 「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- ③計算書類 : 「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事 業 報 告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用・所得環境の改善やインバウンド需要等に支えられ、景気は緩やかに回復する動きとなりました。一方、不安定な国際情勢、為替変動や物価の上昇等により、依然として先行き不透明な状況となっております。

印刷業界におきましては、原材料価格の高騰の影響、急速に進む印刷物のデジタル化や広告の減少等で、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、カーボンオフセット（カーボンニュートラルプリント、カーボンゼロプリント）関連の販路を拡大し、環境配慮型印刷を通じて脱炭素化への取り組みを推進しております。また、紙媒体とデジタルの両方を連携させ、より高いマーケティング効果を実現させるデジタルマーケティング事業や、Web運用などの面倒なデジタル業務を丸ごとお任せいただける定額制Webサービスの提供など、紙メディアからデジタルメディアまで、幅広い分野での事業展開を図っております。さらに、営業力・提案力の強化を図り、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に注力するとともに、生産効率の向上、更なる内製化の推進により、売上の拡大、収益性の改善に取り組んでまいりました。

以上のとおり、経営全般にわたる諸施策の展開に努めた結果、当連結会計年度における売上高は47億26百万円（前期比5.2%増収）となりました。その内訳は製品制作売上高7億61百万円（前期比7.9%増収）、印刷売上高39億40百万円（前期比4.9%増収）、商品売上高24百万円（前期比

18.8%減収)となりました。損益面においては、営業利益60百万円(前期比15.5%減益)、経常利益1億3百万円(前期比4.6%減益)、親会社株主に帰属する当期純利益60百万円(前期比58.6%減益)となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、当期の業績、財務基盤及び今後の動向を勘案した結果、1株につき期末配当34円の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

株主の皆様には、これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額68百万円となりました。主なものは、レイフラット製本機とDM事業用フィルム圧着機の購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1億60百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第74期 (2021年度)	第75期 (2022年度)	第76期 (2023年度)	第77期 (当連結会計年度 (2024年度))
売上高(千円)	4,058,781	4,301,032	4,494,298	4,726,835
経常利益(千円)	17,256	89,879	108,976	103,944
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	33,798	58,363	146,458	60,694
1株当たり当期純利益	30円66銭	85円28銭	214円66銭	89円76銭
総資産(千円)	4,072,747	3,586,960	3,500,239	3,181,929
純資産(千円)	1,757,110	1,815,559	1,957,501	1,788,953
1株当たり純資産	2,567円55銭	2,652円89銭	2,871円79銭	3,365円54銭

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第74期 (2021年度)	第75期 (2022年度)	第76期 (2023年度)	第77期 (当事業年度 (2024年度))
売上高(千円)	3,907,308	4,133,218	4,318,473	4,541,546
経常利益(千円)	12,536	63,427	100,993	125,392
当期純利益(千円)	31,389	1,600	136,029	82,503
1株当たり当期純利益	28円48銭	2円34銭	199円38銭	122円01銭
総資産(千円)	4,108,423	3,559,458	3,469,041	3,173,005
純資産(千円)	1,803,839	1,805,423	1,936,936	1,790,198
1株当たり純資産	2,635円68銭	2,638円08銭	2,841円62銭	3,367円88銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く)は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
株式会社ニコモ	25,000千円	100%	絵本の印刷、製本、配送
株式会社ノコム	25,000千円	100%	印刷物の製造、販売

(注) 上記2社は、当社の特定子会社であります。

(4) 対処すべき課題

国内において、経済活動の正常化が一段と進み、個人消費やインバウンド需要の回復が引き続き期待される一方で、不安定な国際情勢、物価の高騰など、先行き不透明な経済状況が続くものと思われます。

印刷業界においては、従前からの電子メディアの多様化による印刷物の需要の減少、厳しいコスト競争、原材料価格の高騰の影響、若年層の採用や人材確保の難しさ等、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

当社は、カーボンオフセット関連の販路を更に拡大し、サステナビリティ事業も軌道に乗せ、デジタルマーケティングやダイレクトメールの顧客への提案力を強化してまいります。引き続き、当社が長年培ってまいりました経験・知見を生かし、時代のニーズに即した新たな視点での営業提案により、新規顧客の開拓と既存顧客の深耕に注力いたします。また、印刷ワンストップ体制を活かした営業を通じ、お客様のニーズ・課題を解決し、より大きな付加価値をお客様にご提供することにより売上の確保・拡大を目指してまいります。

更に、生産技術及び生産効率の向上によるコストダウンを推進し、構造的な収益性をより一層高めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、印刷関連事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区湯島二丁目16番16号
東 京 事 業 所	東京都文京区湯島二丁目21番2号
関 西 事 業 所	大阪市西区立売堀四丁目5番21号
名古屋営業所	名古屋市中区栄二丁目11番7号
ダブル・クロック大阪	大阪市西区立売堀四丁目5番21号
飯能プリンティングセンターBASE (K-CAP本部) (プリンティングセンター)	埼玉県飯能市茜台二丁目1番2号

(7) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
174名	7名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託）31名は含んでおりません。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
156名	9名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託）28名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社日本政策金融公庫	242百万円
株式会社りそな銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	37百万円
朝日信用金庫	30百万円
株式会社商工組合中央金庫	23百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,000,000株

(2) 発行済株式の総数 850,100株

(注) 2024年5月31日及び及び2025年3月31日で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて550,000株減少しております。

(3) 株主数 617名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
犬 養 岬 太	144,600株	27.20%
新日本カレンダー株式会社	50,000株	9.41%
株 式 会 社 K K	50,000株	9.41%
株 式 会 社 片 山	24,600株	4.63%
吉 田 勝 利	19,000株	3.57%
株 式 会 社 石 川 商 会	17,400株	3.27%
八 木 浩 志	11,500株	2.16%
片 山 英 彦	10,500株	1.98%
杉 山 貴 一 郎	10,000株	1.88%
株 式 会 社 研 文 社	8,800株	1.66%

(注) 1. 当社は、自己株式を318,550株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月24日開催の取締役会決議に基づき、同年5月31日に、自己株式400,000株の消却を行い、2025年3月21日開催の取締役会決議に基づき、同年3月31日に、自己株式150,000株の消却を行いました。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	犬 養 岬 太	
取 締 役	八 木 浩 志	西日本営業本部長
取 締 役	杉 山 貴一郎	東日本営業本部長
取 締 役	宮 崎 安 弘	新日本カレンダー株式会社 代表取締役社長 大阪ペピイ動物看護専門学校 理事
常 勤 監 査 役	西 田 道 夫	
監 査 役	中 谷 秀 孝	中谷公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 本 文 男	弁護士法人淀屋橋・山上合 同所属弁護士

- (注) 1. 取締役宮崎安弘氏は、社外取締役であります。なお、当社は、宮崎安弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
2. 監査役中谷秀孝氏及び監査役岩本文男氏は、社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役中谷秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役宮崎安弘氏並びに社外監査役中谷秀孝氏及び岩本文男氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条第2項及び第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。
5. 取締役杉山貴一郎氏は、2025年4月11日、逝去により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬費用	
取締役 (うち社外取締役)	49 (2)	34 (2)	6	8	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10 (4)	10 (4)	—	—	3 (2)
合 計	60	45	6	8	7

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1987年6月23日開催の第39回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。2014年6月27日開催の第66回定時株主総会において、上記報酬限度額のうち、月額1百万円以内を社外取締役の報酬限度額とする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、1987年6月23日開催の第39回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 取締役の支給額には、譲渡制限付株式報酬制度の導入による当事業年度における株式報酬費用8百万円（社外取締役を除く取締役3名分）が含まれております。譲渡制限付株式報酬は、2017年6月27日開催の第69回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して年額1億20百万円以内を限度として、5年から10年分に相当する金額を一括して支払うものとする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
5. 上記のほか、兼務する連結子会社にて、取締役1名に対して12百万円が支給されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペピイ動物看護専門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの2024年度において、年間売上高の2%未満であります。同社は

当社の株主であり、2025年3月31日現在の持株比率は、9.41%であります。なお、大阪ペイイ動物看護専門学校と当社には2024年度において取引その他の関係はありません。

- ・監査役中谷秀孝氏は、中谷公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同事務所には取引その他の関係はありません。
- ・監査役岩本文男氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属しております。当社と当該兼職先には取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（7回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 宮 崎 安 弘	17	94.4	—	—
監査役 中 谷 秀 孝	17	94.4	7	100
監査役 岩 本 文 男	17	94.4	6	85.7

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況、社外 取締役に期待される役割に関して行った職務の 概要

取締役宮崎安弘氏は、長年にわたるカレンダー事業に携わった経験による印刷関連の豊富な知識を持ち、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長としての実績と優れた見識により取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人報酬額に同意した理由

監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認したうえで、当事業年度の監査計画の監査時間・人員配置などの内容の妥当性を検証し、監査報酬額・単価等について他社に関する情報等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,089,839	流 動 負 債	724,166
現金及び預金	1,005,863	支払手形及び買掛金	422,798
受 取 手 形	85,689	1年内返済予定の長期借入金	85,352
電子記録債権	119,979	未 払 金	38,728
売 掛 金	709,400	未払法人税等	36,870
商 品	1,011	契 約 負 債	17,936
仕 掛 品	70,852	賞 与 引 当 金	45,870
原材料及び貯蔵品	35,743	そ の 他	76,610
そ の 他	62,871	固 定 負 債	668,808
貸倒引当金	△1,571	長 期 借 入 金	348,158
固 定 資 産	1,092,089	退職給付に係る負債	320,650
有形固定資産	880,625	負 債 合 計	1,392,975
建物及び構築物	426,965	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	218,877	株 主 資 本	1,788,545
土 地	209,412	資 本 金	100,000
そ の 他	25,368	資 本 剰 余 金	1,392,597
無形固定資産	27,724	利 益 剰 余 金	707,031
そ の 他	27,724	自 己 株 式	△411,084
投資その他の資産	183,740	その他の包括利益累計額	408
投資有価証券	113,349	その他有価証券評価差額金	408
繰延税金資産	36,199	純 資 産 合 計	1,788,953
そ の 他	40,488	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,181,929
貸倒引当金	△6,296		
資 産 合 計	3,181,929		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,726,835
売上原価	3,712,830
売上総利益	1,014,004
販売費及び一般管理費	953,528
営業利益	60,476
営業外収益	
受取利息	1,105
受取保険料	10,414
貸貸収入	2,660
作業くず売却益	29,762
その他の他	5,683
営業外費用	
支払利息	1,818
支払補償費	4,086
その他の他	252
経常利益	103,944
特別損失	
固定資産除却損	0
税金等調整前当期純利益	103,944
法人税、住民税及び事業税	50,172
法人税等調整額	△6,922
当期純利益	60,694
親会社株主に帰属する当期純利益	60,694

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,030,449	流 動 負 債	716,799
現金及び預金	851,061	支 払 手 形	89,521
受 取 手 形	82,088	買 掛 金	330,643
電子記録債権	118,260	1年内返済予定の長期借入金	85,352
売 掛 金	771,327	未 払 金	36,379
商 品	1,011	未 払 費 用	26,139
仕 掛 品	70,852	未払法人税等	38,944
原 材 料	20,527	未払消費税等	39,229
貯 蔵 品	15,215	預 り 金	9,766
前 払 費 用	39,749	契 約 負 債	17,936
立 替 金	23,130	賞 与 引 当 金	42,093
そ の 他	38,973	そ の 他	792
貸倒引当金	△1,748	固 定 負 債	666,008
固 定 資 産	1,142,555	長 期 借 入 金	348,158
有形固定資産	876,560	退職給付引当金	317,850
建 物	424,915	負 債 合 計	1,382,807
構 築 物	414	純 資 産 の 部	
機械及び装置	218,877	株 主 資 本	1,789,789
車両運搬具	0	資 本 金	100,000
工具、器具及び備品	22,940	資 本 剰 余 金	1,392,597
土 地	209,412	資 本 準 備 金	100,000
無形固定資産	27,189	その他資本剰余金	1,292,597
商 標 権	546	利 益 剰 余 金	708,275
ソフトウェア	24,990	その他利益剰余金	708,275
電話加入権	1,652	繰越利益剰余金	708,275
投資その他の資産	238,805	自 己 株 式	△411,084
投資有価証券	113,349	評価・換算差額等	408
関係会社株式	50,000	その他有価証券評価差額金	408
出 資 金	20	純 資 産 合 計	1,790,198
関係会社長期貸付金	70,000	負債及び純資産合計	3,173,005
長期前払費用	22,595		
破産更生債権等	4,023		
差入保証金	9,717		
繰延税金資産	36,199		
そ の 他	0		
貸倒引当金	△67,099		
資 産 合 計	3,173,005		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,541,546
売 上 原 価	3,698,155
売 上 総 利 益	843,390
販売費及び一般管理費	778,088
営 業 利 益	65,302
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,433
受 取 保 険 金	10,414
貸 貸 収 入	2,660
作 業 く ず 売 却 益	29,762
業 務 委 託 料	30,186
そ の 他	5,078
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,818
支 払 補 償 費	4,086
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,288
そ の 他	252
経 常 利 益	125,392
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	125,392
法人税、住民税及び事業税	49,811
法 人 税 等 調 整 額	△6,922
当 期 純 利 益	82,503

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社光陽社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 島 徳 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桑 田 高 志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光陽社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光陽社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社光陽社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 島 徳 朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桑 田 高 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光陽社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、

連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社 光陽社 監査役会

常勤監査役 西 田 道 夫

社外監査役 中 谷 秀 孝

社外監査役 岩 本 文 男

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、当期の業績、財務基盤及び今後の動向を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

当期につきましては、期末配当として、普通配当を1株につき34円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34円

総額18,072,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2024年5月31日及び2025年3月31日に実施しました自己株式の消却により、発行可能株式総数を減少する旨の定款変更が必要となりましたので、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の500万株から300万株へ変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>500万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>300万株</u> とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	いぬ かい こう た 犬 養 岬 太 (重 任) (1981年11月25日)	2004年4月 大和証券株式会社入社 2007年8月 株式会社u g o 入社 2013年4月 当社顧問 2013年6月 当社代表取締役社長 (現任)	144,694 株
【取締役候補者とした理由】 犬養岬太氏は、前職にて豊富な知識・経験・人脈を持ち、また印刷関連事業での会社の設立に携わるなどの経営全般に関する幅広い経験を有しており、当社の経営全般を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			
2	や ぎ ひろ し 八 木 浩 志 (重 任) (1965年10月14日)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社関西事業所神戸営業部長 2008年4月 当社関西事業本部長 2009年4月 当社営業本部長 2009年6月 当社取締役営業本部長 2013年6月 当社西日本営業本部長 2015年6月 当社取締役西日本営業本部長 (現任)	11,530 株
【取締役候補者とした理由】 八木浩志氏は、入社以来関西での営業に携わっており、2008年4月より当社関西事業本部長を歴任するなど、現場感覚を持ち合わせた営業部門のトップとして、当社の西日本エリアの営業を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	さ さ き ま さ き 佐々木雅規 (新 任) (1972年10月9日)	1998年 6 月 当社入社 2022年 4 月 当社東日本営業本部 企画開発部部长 (現任) 2024年 4 月 当社サステナビリティ 事業部部长 (現任)	61株
【取締役候補者とした理由】 佐々木雅規氏は、当社の東日本営業本部企画開発部及びサステナビリティ事業部の責任者を経験し、当社の多角的な事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。同氏は、当社の事業成長と企業価値の向上に向けた経営戦略の実現等に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに取締役候補者いたしました。			
4	お がわ きょう すけ 小川 杏 介 (新 任) (1983年 2 月 7 日)	2013年 4 月 当社入社 2022年 4 月 当社業務本部部长 (現任)	78株
【取締役候補者とした理由】 小川杏介氏は、当社の財務・経理部門及び管理部門の責任者を経験し、主に財務・経理に関する豊富な知識と知見を有しており、当社の業務部門を統括する機能を委ねる人材として適切だと判断し、新たに取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位・担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
5	みや ざき やす ひろ 宮 崎 安 弘 (重 任) (1957年11月23日)	1980年 4 月 大日本印刷株式会社入社 1985年 6 月 新日本カレンダー株式会 社入社 1988年 3 月 同社取締役 1990年 3 月 同社取締役副社長 2001年 3 月 同社代表取締役社長（現 任） 2002年 3 月 大阪ペイビ動物看護専門 学校理事長（現任） 2014年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役としての実績、見識が高く評価されていることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものです。同氏の選任により、当社の経営の透明性と監督体制の強化が図られるとともに、今後も、豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社経営に独立した立場から、経営への助言が期待されます。			
6	かみ じょう のり お 上 條 典 夫 (新 任) (1956年10月17日)	1981年 4 月 株式会社電通入社 2001年 4 月 同社消費者研究センター 局長 2008年 4 月 同社ソーシャル・プラン ニング局長 2015年 4 月 同社執行役員 2022年 4 月 東京富士大学 特任教授 (現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 上條典夫氏は、株式会社電通グループにおいて長年にわたり広告・マーケティング領域の戦略立案、企業広報、ブランドマネジメントなどに従事し、企業価値の向上に資する知見と経験を培ってこられました。これらの豊富な経験を活かし、当社の経営に対する客観的かつ専門的な監督機能を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任を提案するものです。同氏の選任により、当社の経営の透明性と監督体制の強化が図られるとともに、広告業界におけるマーケティング及びブランディング面での戦略的な助言が期待されます。			

- (注) 1. 取締役候補者の指名にあたっては、取締役会で定める方針及び人選基準に基づき行っております。
2. 2015年度より、事業拡大における意思決定の一層の迅速化を図ることを狙いとして、取締役会は機能別に取締役を配置しております。従って、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスは、各機能別に必要な知識・経験・能力を備えた人材を擁することにより、最適なものになっております。
3. 宮崎安弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 当社は、宮崎安弘氏との間において、会社法第427条第1項

並びに当社定款第27条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。

5. 宮崎安弘氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
6. 宮崎安弘氏は、新日本カレンダー株式会社の代表取締役社長及び大阪ペビイ動物看護専門学校理事長を兼務しております。新日本カレンダー株式会社と当社との間には取引がありますが、同社及び当社それぞれの2024年度において、年間売上高の2%未満であり、同氏は、十分独立性を有していると判断しております。
7. 上條典夫氏は、社外取締役候補者であります。
8. 当社は、上條典夫氏の選任が承認された場合、同氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額とする予定であります。
9. 上條典夫氏は、当社及び当社の関係会社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所へ届け出る予定です。
10. その他の候補者と当社には、特別の利害関係はありません。
11. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、光陽社役員持株会の持株数または光陽社従業員持株会の持株数が含まれております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中谷秀孝氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
なか たに ひで たか 中 谷 秀 孝 (重 任) (1956年1月26日)	1982年8月 公認会計士登録 1991年6月 税理士登録 1991年7月 中谷公認会計士事務所開設 (代表) (現任) 2005年6月 当社社外監査役 (現任)	一株
【社外監査役候補者とした理由】 中谷秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務並びに会計及び税務に関する豊富な知見と経験により、客観的立場から当社の経営に対する監視や有益なご指摘をいただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任を提案するものです。		

- (注) 1. 監査役候補者の指名にあたっては、取締役会で定める方針及び人選基準に基づき行っております。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中谷秀孝氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって20年となります。
4. 当社は、中谷秀孝氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める監査役の最低責任限度額としております。本議案が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
5. 中谷秀孝氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し同証券取引所に届け出ております。
6. 中谷秀孝氏の兼職先と当社には、取引その他の関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区湯島三丁目 6 番 1 号

全国家電会館 1 階会議室

交 通 東京メトロ千代田線

「湯島駅」 5 番出口徒歩 5 分

J R 線

「御茶ノ水駅」 聖橋口徒歩10分

東京メトロ丸ノ内線

「御茶ノ水駅」 1・2 番出口徒歩10分

会場付近略図



お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。